

定期報告書の記入方法等に関する Q & A

Q 1：定期報告書に「農場名」の記載欄がありますが、農場名はありません。記載方法を教えてください。

A 1：「農場名」がなければ「家畜の所有者」または「施設の名称」を記載してください。法人の場合には、その名称を記載してください。

Q 2：ペットとしてウコッケイ、チャボ、マイクロブタ（ミニブタ）を飼っています。報告は必要ですか？また記載方法を教えてください。

A 2：飼養目的（畜産業、試験研究、教育（学校動物）、愛玩（観賞）、展示、競技等）にかかわらず、対象家畜の所有者は報告が必要です。対象家畜は以下の表を参照ください。記載方法は表の「記入要領」及び別紙の「記入例」をご確認ください。

表 1 報告の対象となる家畜と報告書記入要領

記入欄	家畜（動物）の種類（品種）	記入要領
馬	ミニチュアホース、ポニー、モウコノウマ、与那国馬	頭数を記入。
豚	ミニブタ、マイクロブタ、ポッドペリー	月齢に応じて繁殖豚の欄に頭数、種類を記入。去勢の場合は雄の欄に記入。
採卵鶏	食肉目的以外で飼養する鶏を記入。例）採卵を目的に飼養している鶏、愛玩（観賞）用、教育（学校動物）用、展示用、実験動物用の鶏、白色レグホン、ウコッケイ、チャボ等。肉用種のシャモ、ロードアイランドレッド、名古屋種でも愛玩用の場合は採卵鶏に該当。	日齢に応じて成鶏又は育成鶏の欄に羽数を記入する。愛玩（観賞）用の場合は羽数記入欄に（愛玩用）と付記。
肉用鶏	ブロイラー、シャモ、その他食肉目的で飼養している鶏	羽数を記入。
あひる	あひる、フランスガモ、ドバン（アヒル・フランスガモの交雑種）、マガモ、アイガモ（アヒルとマガモの交雑種）、ガチョウ、カルガモ、コールドラック（あひるとみなす）	交雑種で左記に該当しない場合は、報告の必要はありません。 なお、伝染病の発生状況等で、変更（追加）される場合があります。
うずら	ウズラ、ヨーロッパウズラ（ヒメウズラは対象外）	
きじ	きじ、ヤマドリ	
だちょう	だちょう、エミュー	
各該当欄	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、ほろほろ鳥及び七面鳥	頭羽数を記入。
対象外	ロバ、ウサギ、モルモット、ネズミ、ハムスター、リス、セキセイインコ、十姉妹、九官鳥、ハト、クジャク、野鳥など上記の対象以外の鳥類	対象外のため記入・報告不要。

Q 3 : 報告書の提出後に内容が変更となった場合、再度提出する必要がありますか？

A 3 : 再提出の必要はありません。

Q 4 : 所有者は同一ですが、農場が離れた場所に複数あります。報告方法を教えてください。

A 4 : 農場毎に報告書を作成してください。

Q 5 : 家畜を複数種類所有していて、その他の欄に書ききれません。

A 5 : 別紙に所有家畜の一覧を記載し、添付資料として提出してください。

Q 6 : 山羊、めん羊、ミニブタなど複数種の家畜を所有しています。個々の飼養頭数は少ないですが、合計で 10 頭になります。小規模所有者に該当しますか？

A 6 : 小規模所有者に該当します。

Q 7 : 以前は飼養していて報告していましたが、現在は対象家畜がいません。その場合は頭羽数を「0」と記入して報告しますか？もしくは対象家畜がいないことを連絡した方がいいですか？

A 7 : 対象家畜がおらず、今後も飼養予定がない場合には報告書の提出は必要ありませんが、次回の報告に関する通知送付を停止いたしますので、東京都家畜保健衛生所まで電話連絡をお願いします（042－588－7171）

Q 8 : 2 月 1 日の基準日には対象家畜を飼養していませんが、飼養し始めたら報告書を提出するのですか？

A 8 : 基準日に飼養していない場合には報告書を提出する必要はありませんが、次回の報告時に、通知等を送付しますので、東京都家畜保健衛生所に電話でご連絡をお願いします（042－588－7171）

Q 9 : 2 月 1 日の基準日には対象家畜を飼養していませんが、**除草目的で夏期のみ山羊を飼育します。**

A 9 : 基準日に飼養していない場合には報告書を提出する必要はありませんが、伝染病発生時などで連絡が必要となる場合も想定されますので、家畜保健衛生所にご連絡をお願いします（042－588－7171）。

「飼養衛生管理者」制度に関する Q&A(農水省の手引きを引用、一部修正)

Q 1 : 「飼養衛生管理基準」とは何ですか？

A 1 : 家畜の伝染性疾病の発生を予防するためには、靴の履き替えや手指の消毒等、家畜の所有者が日頃から適切な飼養衛生管理を実施することが重要であり、家畜伝染病予防法では、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準（飼養衛生管理基準）を家畜の種類ごとに定め、その遵守を義務づけています。詳細については、農林水産省 HP をご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html



Q 2 : 「衛生管理区域」とは何ですか？

A 2 : 衛生管理区域とは、病原体の侵入やまん延を防止するために衛生的な管理が必要となる区域として、家畜の所有者が農場（飼育場所）に設定している区域をいいます。一般的には畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫及び生乳処理室等を含む区域が衛生管理区域になります。なお、個別の農場によって異なるところもございますので、詳細は家畜保健衛生所にご相談ください。

Q 3 : 「飼養衛生管理者」とは何ですか？業務内容を教えてください

A 3 : 衛生管理区域における、飼養衛生管理の責任者です。所有者は、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任しなければなりません。飼養衛生管理者の業務は主に以下の3つです。

- ① 衛生管理区域に出入りする者の管理（チェック・指導）
- ② 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等
- ③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

Q 4 : 家畜の所有者自らが飼養衛生管理者となることは可能ですか？

A 4 : 可能です。また、家畜を愛玩飼育されている方では、日ごろ世話をしている方が望ましいと考えています。

Q 5 : 飼養衛生管理者に資格は必要ですか？

A 5 : 資格要件はありません。ただし、衛生管理区域に関する知識や管理指導の能力が豊富な方が望ましいと考えています。

Q 6 : 衛生管理区域ごとに、個別の飼養衛生管理者を選任しなければなりませんか？

A 6 : 原則として、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任します。ただし、近接した複数の衛生管理区域が一体的に管理されており、適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合には、同じ方を選任していただいても結構です。

Q 7 : 畜産農家でなく、ペットや研究用、動物園で牛、豚、馬、鶏等を飼養している場合でも、飼養衛生管理者を選任しなければならないのでしょうか？

A 7 : 1 頭（羽）でも対象動物を飼育している場合、飼養目的に関わらず選任義務があります。

Q 8 : なぜ飼養衛生管理者の連絡先を登録しなければならないのですか？登録したくない場合には、拒否することもできますか？

A 8 : 都及び農林水産省において、家畜衛生に関する情報を適時共有し、疾病発生時において迅速かつ確実に情報をお知らせできるよう、メールやショートメールによる情報発信を行っております。メールアドレス及び携帯電話番号の記載をお願い致します。

様式等のダウンロードはこちら

東京都 HP

検索ワード「東京都 家畜所有者の定期の報告」

